

先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る税制特例措置  
(ASV減税)に係る検査における取扱いQ & A集

令和7年3月

国土交通省物流・自動車局

## 目 次

### 【税制度関係】

- 問 1 A S V 減税の制度如何。
- 問 2 A S V 減税はいつから適用されるのか。また、適用期限はあるのか。
- 問 3 乗車定員 10 名の乗用車も対象となるのか。
- 問 4 エコカー減税と A S V 減税との関係如何。
- 問 5 A S V 減税の使用者への周知方法如何。
- 問 6 自動車関係団体等に対し、A S V 減税対応に係る説明会は実施するのか。
- 問 7 A S V 減税による自動車重量税額、自動車税額に関する問い合わせについてはどこが対応するのか。
- 問 8 検査・登録の窓口では A S V 減税の問い合わせは対応しないということですか。
- 問 9 A S V 減税に関する今後のスケジュール如何。

### 【検査・登録業務関係】

- 問 10 A S V 減税の実施にあたり、検査・登録業務に係る関係法令等の改正如何。
- 問 11 A S V 減税が実施された際に、検査・登録業務において発生する作業如何。
- 問 12 型式指定自動車であっても、A S V 減税を受けるためには現車確認が必要か。
- 問 13 輸入自動車（並行輸入自動車を含む）も A S V 減税の対象となるのか。
- 問 14 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）の定義如何。
- 問 15 共通構造部型式指定自動車の諸元表に「衝突被害軽減ブレーキ付」と記載されている型式の自動車は、全て衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）が搭載されていると判断してよいか。
- 問 16 O C R シートへの記入項目は追加になるのか。
- 問 17 現行の取扱いは、A S V 減税適用期間が終了した後も引き続き行うのか。
- 問 18 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）は搭載しているが、搭載証明書等の書面の提出がないものは技術基準に適合する衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）が搭載されていないと判断してよいか。
- 問 19 新車新規登録後に衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を後付けして、A S V 減税を受けるために車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車」と記載してほしい旨の申し出があった場合の対応如何。
- 問 20 車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車」

と記載されている自動車が、当該装置を取り外した場合はどうなるのか。

問 21 指定自動車整備工場の継続検査時において、自動車検査員が衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）が取り外されていることの確認をした場合の手続き如何。また、装置義務付け車で無いため、装置の搭載されていないことを見落とした場合に処分等の必要があるのか。

#### 【搭載証明書及び排検証関係】

問 22 搭載証明書に記載される事項及び発行責任如何。

問 23 搭載証明書は写しの提出でよいか。

問 24 搭載証明書又は排出ガス検査終了証の備考欄の記載不備、誤記及び内容に疑義が生じた場合の対応如何。

問 25 搭載証明書を紛失した場合には再発行できるのか。

問 26 新規検査において搭載証明書又は排出ガス検査終了証の何を確認すればよいのか。また現車の確認はどこまで行うのか。

問 27 搭載証明書は、衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を搭載した自動車全車に発行されるのか。

問 28 海外の自動車メーカー（例えば、ベンツ、ボルボ、スカニア、マン等）が搭載証明書を発行することができるのか。

問 29 搭載証明書は各自動車メーカーではすぐに発行できる体制となっているのか。

問 30 自動車メーカー以外が、搭載証明書の発行又は排出ガス検査終了証備考欄へ記載した場合、当該書面は認められるのか。

問 31 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）に係る搭載証明書又は排出ガス検査終了証について、「(歩行者検知機能付き)」の記載がないものは記載不備となるか。

問 32 搭載証明書の保存期間の取扱い如何。

問 33 自動車ユーザーは搭載証明書を自動車に携帯する必要はないのか。

問 34 装置搭載車が3月中の予備検査受検、4月1日（ASV減税適用日）以降に予備検査証の交付を受けた自動車の新車新規登録時に搭載証明書を添付してきた場合の取扱い如何。

#### 【技術基準適合証明書及び試験成績書関係】

問 35 並行輸入自動車の衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）の確認はどのようにするのか。

問 36 技術基準適合証明書及び試験成績書の様式如何。

問 37 海外の自動車メーカーが実施した社内試験結果を基にした試験成績書でもよいのか。

問 38 試験成績書は写しの提出でよいか。

【その他】

問 39 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）の搭載車であることを検査時に確認して備考欄指示をしているが、新規登録の際に車検証備考欄に「衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車」の記載が抜けて登録された場合、重量税の還付はされるのか。

問 40 税制関連法案が3月31日までに成立しなかった場合はどうなるのか。